

令和6年度

鋼橋上部工場製作工事における簡易型総合評価落札方式の試行について

簡易型総合評価落札方式「専門工事タイプ【鋼橋上部工場製作】」の試行

札幌建設管理部では技術力による適正な競争と品質の確保を目的とし、令和元年度（平成31年度）より、鋼橋上部工場製作工事について「総合評価落札方式」を試行しており、今年度についても、引き続き「簡易型総合評価落札方式」を試行することとした。なお令和6年度の改正概要は以下のとおり。

【令和6年度改正概要等】

○タイプ名称を変更

R5：専門工事タイプ（工場製作）

R6：専門工事タイプ【鋼橋上部工場製作】

○「共同企業体における表彰等」について、共同企業体の構成員の複数に同一の表彰実績がある場合の取り扱いを改正

○「北海道建設部工事等優秀者表彰」について、入札参加資格区分の取り扱いを改正

○「主任（監理）技術者の継続教育」の特例措置を継続

○「雇用環境への取組」の「奨学金返還の支援」について、評価対象を貸与型奨学金の返還支援のみから、給付型奨学金も対象とする規定を追加

○「地域社会貢献」の「多様な雇用への取組」のうち「障がい者の就労支援」について、取り扱いを改正

○実施日：令和6年4月1日公告より適用。

令和6年度 専門工事タイプ【鋼橋上部工場製作】評価項目【札幌建設管理部】

表E

技術評価項目		評価基準			専門工事タイプ【鋼橋上部工場製作】		
			評価点	配点	小計		
企業の施工能力等	工事施行成績	建設管理部発注工事の当該工事と同じ入札参加資格による工事施行成績の平均点	ランク				
			93点 ≤ 平均点	7.50	7.50	8.50	
			91点 ≤ 平均点 < 93点	7.00			
			89点 ≤ 平均点 < 91点	6.50			
			87点 ≤ 平均点 < 89点	6.00			
			85点 ≤ 平均点 < 87点	5.50			
			83点 ≤ 平均点 < 85点	5.00			
			81点 ≤ 平均点 < 83点	4.50			
			79点 ≤ 平均点 < 81点	4.00			
			77点 ≤ 平均点 < 79点	3.50			
	平均点 < 77点	3.00					
	北海道建設部工事等優秀者表彰	過去3年間に表彰あり（全建設管理部で年1回適用） ※道建設部工事等優秀者表彰（入札参加資格ごと）、道新技術・新製品開発賞	0.50	0.50			
	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得 上記以外	0.50 0.00	0.50			
配置予定技術者（別表6）	主任（監理）技術者の資格	技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」）又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士	1.00	1.00	2.00		
		一級土木施工管理技士	0.75				
		二級土木施工管理技士（有資格期間10年以上）	0.50				
		二級土木施工管理技士（有資格期間5年以上）	0.25				
		上記以外	0.00				
	主任（監理）技術者の継続教育	CPDの証明あり（評価単位以上取得） なし	0.50 0.00	0.50			
	主任（監理）技術者の建設管理部優秀現場代理人表彰	過去3年間に表彰あり（札幌建設管理部内の兼任工事を重複評価しない） なし	0.50 0.00	0.50			
担い手の育成・確保	技術職員の育成・確保	①又は②の大きい方	①若年技術職員の育成・確保 ・技術職員の35歳未満の割合が15%以上、又は、新規技術者（35歳未満）が1%以上（直近の経営事項審査の「若手の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」による） ・上記該当なし	0.50 0.00	0.50		
			②技術職員総数の確保 ・技術職員の総数が、同数以上（直近とその前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較） ・技術職員の総数の減少が、1～2人、又は減少率が4%以下（※1）（直近とその前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較） ・技術職員の総数の減少が、3人、又は減少率が6%以下（※1）（直近とその前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較） ・上記該当なし	0.50 0.25 0.10 0.00			
		新規の雇用	①新規の雇用あり（全建設管理部で年1回適用）（別表1） なし	0.50 0.00		0.50	
			労働環境改善 雇用環境への取組 仕事と家庭の両立支援の取組	雇用環境への取組あり（①建設雇用優良事業所表彰 ②通年雇用 ③奨学金に関する支援の取組）（別表2） なし		0.25 0.00	0.50
		「北海道あったかファミリー応援企業」の認定あり又は「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「仕事と子育て・介護等の両立」取組あり（別表2） 次世代育成支援推進法の「一般事業主行動計画」策定届あり なし		0.25 0.15 0.00			
		高年齢者継続雇用		高年齢者継続雇用の取組あり（別表3） なし		0.25 0.00	
	女性の活躍支援	「北海道なでしこ企業」の認定あり又は「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「女性」取組あり（別表4） 女性活躍支援法の「一般事業主行動計画」策定届あり なし		0.25 0.15 0.00	0.25		
	地域の守り手確保 地域社会貢献	多様な雇用への貢献	いずれかに該当有り（①障がい者の就労支援、②協力雇用主制度）（別表5） なし	0.25 0.00	0.50		
			環境対策の認定制度等	登録又は認証あり なし		0.25 0.00	
		地域建設業経営環境評価（全道集計による評価）	評価比率 < 0.25	3.00		3.00	3.00
			0.25 ≤ 評価比率 < 0.50	2.40			
	0.50 ≤ 評価比率 < 0.75		1.80				
	0.75 ≤ 評価比率 < 1.00		1.20				
	1.00 ≤ 評価比率 < 1.25		0.60				
1.25 ≤ 評価比率	0.00						
計（満点）				16.00			
減点項目	評価基準			配点			
過去6か月の措置による減点	重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり			-1.00			
	総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり			-1.00			

※「地域建設業経営環境評価」について、2・3月のゼロ国、ゼロ道、翌債など、実質の工期が次年度以降となる入札における分子の計算は、入札参加申請締切日前日時点で契約年度内完成予定の工事を分子から除外して算出する。

※1 減少数＝(直近の前の技術職員の総数)－(直近の技術職員の総数)
減少率＝(減少数)／(直近の前の技術職員の総数)×100%（小数点以下は切捨）

別表 1 新規の雇用

技術評価項目	留意事項等
新規の雇用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 (ア) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者を（卒業・修了年度を含む4か年度以内）雇用した企業。 (イ) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。 <p>なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年4月1日時点で3か月を超える継続雇用関係にある者とする。（継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）とする。） ・ 採用時点において、満35歳未満のものとする。 <p>【評価期間】</p> <p>過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。（公告日が令和6年度の場合、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間）</p> <p>【評価基準】</p> <p>(ア) 全建設管理部において年1回の落札まで、申請ができる。</p> <p>(イ) が 付 録 Ⅲ－3－2－2（2）工事等優秀者表彰標準評価項目の「ウ 評価基準（イ）（ウ）」と同様の扱いとする（P27(2)ウ参照）</p>

別表 2 労働環境改善

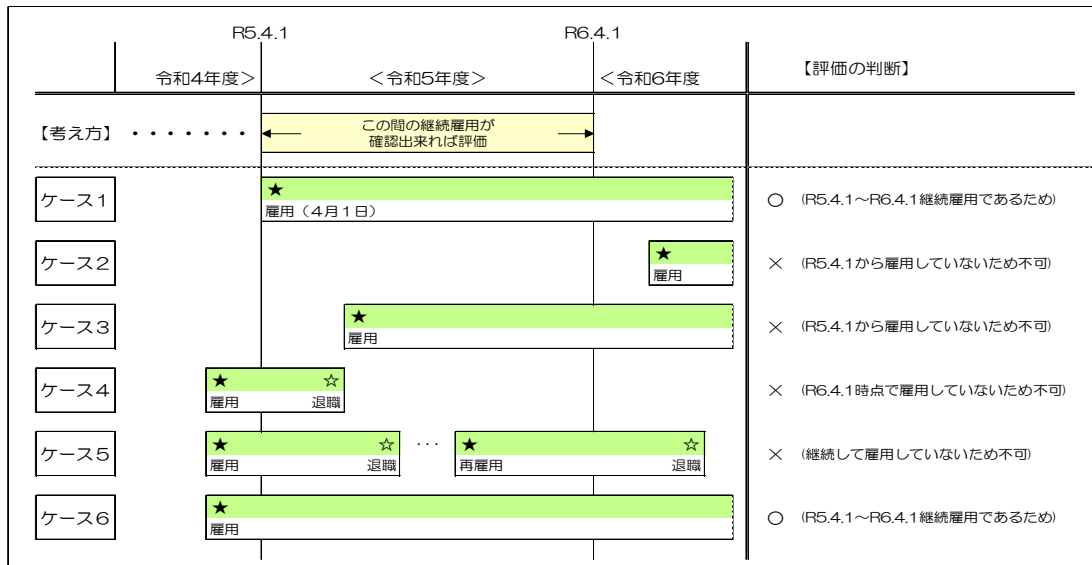
技術評価項目	留意事項等
雇用環境への取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 （ア）道内に存する事業所における北海道知事による建設雇用優良事業所表彰を過去3年間に受けた企業。 （イ）令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「通年雇用」の審査において評価された企業。 （ウ）令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査において、（総合）振興局商工労働観光課に季節労働者通年雇用化申告書を提出し、返送された季節労働者通年雇用化申告書（北海道経済部労働政策局雇用労政課長の確認印有り）の写しの提出があった企業。 （エ）若年者雇用の取組として、職員の奨学金返還、又は学生等内定者への奨学金給付の支援に取り組む企業。 <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金返還の支援（代理返還等）、又は奨学金の支給（給付団体への出資を含む）を行っている、又は行う規定を設けている企業。 ・道内市町村の奨学金返還支援制度の認定（登録）企業となっているが企業。 ・独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）のホームページにおいて企業の奨学金返還支援（代理返還）制度に搭載されている企業。 <p>【評価期間等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ア）における過去3年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、3年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に受賞した表彰として設定する。（公告日が令和6年度の場合、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間に受賞した表彰とする。） ・（エ）当該年度において、企業のホームページの掲載、求人票、社内規約、及びその他企業の支援があることを確認できる書類（写し）の提出があった企業。
仕事と家庭の両立支援の取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 ・当該工事の入札参加資格審査等の申請締切日の前日までに、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「仕事と子育て・介護等両立」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出のあった企業。（認定期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。） ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、「北海道あったかファミリー応援企業」として登録され、北海道あったかファミリー応援企業登録証認定証の写しの提出があった企業。（登録の有効期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。） ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画策定・変更届の写しの提出があった企業。（計画期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。）

別表 3 高年齢者継続雇用

技術評価項目	留意事項等
高年齢者継続雇用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする ①令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「高年齢者継続雇用対策」の審査において評価された企業。 ②前年度の4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、当該年度の4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価対象とする。 <p>（公告日が令和6年度の場合、令和5年4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、令和6年4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。令和5年4月1日が満65歳の誕生日の人を令和5年4月1日に雇用し、令和6年4月1日まで雇用した場合は評価対象となる。）</p> <p>また、評価対象の高年齢者は、下記の(ア)から(ウ)のいずれかの雇用形態に該当する場合とする。</p> <p>(ア)雇用期間の定めのない雇用契約労働者。 (イ)一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上(ア)と同様の状態にあると認められる者。 (ウ)日々雇用される者であっても、雇用契約が更新されて事実上(ア)と同様の状態にあると認められる者。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者には、下記の(ア)～(ウ)のいずれかの書類の提出を求める。 (ア)健康保険被保険者証の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し。 (イ)雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び出勤簿や賃金台帳等の継続雇用されていることが解る書類の写し。 (ウ)雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し。

〈高年齢者継続雇用の評価の考え方〉

- ・公告日が令和6年度の場合、令和5年4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、令和6年4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。令和5年4月1日が満65歳の誕生日の人を令和5年4月1日に雇用し、令和6年4月1日まで雇用した場合は評価対象となる。



別表 4 女性の活躍支援

技術評価項目	留意事項等
女性の活躍支援	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 ・当該工事の入札参加資格審査等の申請締切日の前日までに、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「女性」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出があった企業。 （認定期間の終了日が公告日以降のものを評価対象とする。） ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、「北海道なでしこ応援企業」として認定され、北海道なでしこ応援企業認定証の写しの提出があった企業。 （認定の有効期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。） ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、女性活躍推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、女性活躍推進法の一般事業主行動計画策定・変更届の写しの提出があった企業。 （計画期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。）

別表 5 多様な雇用への取組

技術評価項目	留意事項等
多様な雇用への取組	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象は以下のいずれかの企業を評価対象とする。 ・令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「障がい者の就労支援」の審査において評価された企業、又は北海道働き方改革推進企業認定制度の「障がい者」の取組分野に該当があり、写しの提出があった企業。 ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに、「障がい者の就労支援企業」として認証を受け、障がい者の就労支援企業認証書の写しの提出があった企業。 （認証有効期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。） ・保護観察所に協力雇用主として登録されている企業。

別表 6 配置予定技術者

技術評価項目	留意事項等
主任（監理） 技術者の資格	【評価対象】 <ul style="list-style-type: none">• 技術士及び一級・二級土木施工管理技士を評価する。• 技術士の分野は、建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とする。 【評価対象期間】 <ul style="list-style-type: none">• 有資格期間は、当該工事の公告時点における有資格年数とする。

別表7 主任（監理）技術者の継続教育

技術評価項目	留意事項等					
CPDの証明あり（評価単位以上取得）	【評価対象の種類】 ・評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。					
	団体名	評価単位				
		1年間 (R5.4.1～ R6.3.31)	2年間 (R4.4.1～ R6.3.31)	3年間 (R3.4.1～ R6.3.31)	4年間 (R2.4.1～ R6.3.31)	5年間 (H31.4.1～ R6.3.31)
	(一社)全国土木施工管理技 士会連合会	20 ユニット 以上	30 ユニット 以上	40 ユニット 以上	50 ユニット 以上	60 ユニット 以上
(公社)土木学会	50 単位 以上	—	—	—	—	
(公社)日本技術士会	50 CPD時間 以上	—	100 CPD時間 以上	—	—	
【評価基準】 (ア) 配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。 (イ) 評価する単位は上表のとおりとする。 (ウ) 評価単位の1年間は、令和5年度に取得した単位とする。 (エ) 評価単位の2年間以上は、令和5年度を含めた期間に取得した単位とする。 (2年間の場合、令和4年度及び令和5年度の2年間) ※継続教育取得単位緩和の特例措置						